

しんとく助け合いフード 事業実施要綱

第1条（目的）

何らかの理由により生活が困窮した状態となり、当面の食料などが無い世帯に対し、町民等から募った食料品等を提供すると同時に、他事業の併用も視野に入れた相談支援を実施することで、自立に向けた支援を行うことを目的とする。

第2条（実施主体）

この事業は、新得町社会福祉協議会（以下「本会」という。）が実施する。

第3条（事業内容）

本事業の支援内容を次のとおり定める。

- （1）対象者に対し、60号のビニール袋2袋程度を目安とした食料品の提供、及び自立へ向けた相談支援。
- （2）受け入れた食料等の適切な管理
- （3）事業の広報活動

第4条（支援対象者）

本事業の対象者は、新得町に住所を有する者で、食料等の確保が困難な者、生活に困窮している者とし、加えて本会と関係機関等が支援のために対象者の情報共有を行うことに同意した者とする。

第5条（利用手続）

事業の利用を希望する者は、「しんとく助け合いフード利用申請書（様式第1号）」を本会に提出し、本会はその内容を審査のうえ、可否を決定するものとする。

第6条（遵守事項）

前条の規定により事業の利用が決定した者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）受け取った食料等の二次配布、転売及び金銭その他有価物との交換をしないこと。
- （2）対象者が受け取った後の食料の適正な保存、消費期限又は賞味期限の遵守、食品アレルギーへの注意及びその他食品衛生上の問題については、対象者の責任とする。
- （3）その他本会が指示すること。

第7条（支援の期間及び頻度）

対象者への食料等の提供は原則1ヶ月以内とする。期間の延長等については、本会職員が対象者への生活状況の聞き取りを行ったうえで、柔軟に対応する。頻度については対象者の生活状況等を考慮し、必要に応じて行うものとする。

第8条（利用料）

本事業の利用料は無料とする。

第9条（食料等の受入）

食料等の受入は次の各号に定めるとおり行うものとする。

- （1）本会窓口での受取
- （2）新得町及び町内福祉施設等からの備蓄品の譲渡
- （3）その他会長が必要と認めた方法

第10条（食品等の管理）

寄付を受けた食料等については、「別紙寄付受入表（様式第2号）」に記載し、衛生的な場所及び状態で保管する。賞味期限または消費期限の切れそうな食料がある場合は、可能な範囲において他の地域福祉事業等で使用し、食品ロスのないよう運営を行う。それでもなお受け取り手のない食料は廃棄とする。

第11条（責任の所在）

食料等の寄付を受けてから提供までは本会の責任において管理する。また、提供食料等に係る事故が発生した場合、提供前の原因によるものは本会の責任とし、提供後の原因によるものは対象者の責任とする。

第12条（補償）

食料等の配布による事故が生じた場合、保管による事故についての補償は、新得町社会福祉協議会が加入している保険にて対応する。

第13条（委任）

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附則

この要綱は令和6年7月1日より施行する。